

呉教科書裁判NEWS

(教科書採択による公金返還請求事件)

第4号 2017年3月30日 発行:教科書ネット・呉

連絡先: 中室 09064041008 是恒 08063355848

ゆうちょ口座: 01380-9-104750 加入者名: 教科書ネット・呉

3月28日(火)16:00から第3回口頭弁論が開かれた。原告は準備書面(3)、(4)を基に、教科書採択の看過し得ない瑕疵について立証を行った。

また出た！裁判長の横柄な訴訟指揮

冒頭、裁判長は「原告は陳述を30分で」と。これに対し岸原告は「40分程度の陳述、傍聴人に分かりやすい裁判のためのパネルの提示」を願い出たにもかかわらず、裁判長は「準備書面を朗読するつもりですか！30分です。超えたら発言停止です。陳述は傍聴人に分らなくても裁判官と被告人に分ればいいのです」と言い、第1回の口頭弁論に戻ったかのような上からかぶせるような訴訟指揮に終始した。

採択の著しい瑕疵を30分で原告陳述

それでも原告団は限られた時間で奮闘。まず、岸原告は、被告が主張する**最高裁判例**(注1)について、それは「教育委員会が地方公共団体の長から独立し、政治的に中立である」という正常な状態が前提。呉市の場合、教科書の採択の場面で教育委員会に対して政治的意向が強く作用し、政治的中立性が損なわれている以上、市長が教育委員会の処分を尊重すべきとは到底言えない。よって、教育委員会の処分(教科書採択)に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとして、呉市長の支出決定は違法と主張した。

最高裁判例(注1)・・・教育委員会が勸奨退職に応じた教頭を校長に任命して昇給させるとともに同日退職処分をした。このことに伴い知事が昇給後の号給を基礎に退職手当を支給したことの適否について。先行する原因行為(校長に任命)に看過し得ない瑕疵(法律違反)がないので、知事が行った退職手当の支出決定は違法なものではない(平成4年12月5日の最高裁判決)。

採択の違法なシステム～実例を挙げて告発

中室原告は、どうして「指導主事が指導・助言する」違法な採択システムになったのかについて、2001年の教育委員会協議会の会議録から当時の教育行政担当者の政治的意向の実態を陳述。また、採択要項で、指導主事は自ら観点等(視点・方法)を作り、その意のままに調査・研究を指導・助言し、気に入らなければ修正・書き直させることができることを指摘。さらに、指導主事が「指図」「強制」ともいふべき「指示」をして、「意図的なデータの増し、改ざん」を現実に行った3点の実例を陳述した。

(1)県の採択資料にもある「多面的・多角的に考察させるための工夫」という視点を、育鵬社に不利になると思われるから除外。

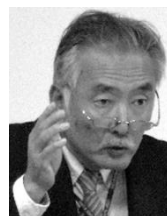
(2)県の公民の観点2視点⑤「持続可能な社会の形成に関わる課題例」を呉市教委は観点1に位置づけて、内容を評価せずコラムの比較に「方法」を変えて、育鵬社が不利にならないようにした。

(3)公民的分野視点⑧では、育鵬社だけコラムをカウントして増し、他社はカウントせず、高評価を与えた。

協議した記録がない！それ自体が採択の瑕疵

是恒原告は曰く「この裁判で争われているのは、子どもの教育にとっての教科書の大切さ。そして、その教科書を採択するための公正な手続きのあり方。なかでも、教科書に対する評価は最重要事項。調査研究機関と選定機関に分けるのも、その透明性を高め、恣意的な要素を排除するため。そして、そのことが事後において、検証できるようにすることも公正性確保のために不可欠な要素。そうであるにもかかわらず、評価案を作成する過程の『協議』及び『会話』の記録が無いということが本件採択の看過し得ない著しい瑕疵。」

つぎに、「ガンディーとカンジー、ウッドロー・新渡戸稲造など、噴飯ものの『誤記載』、これらの間違いは社会科の専門的知識がなくてもすぐ分かる。にもかかわらず『誤記載』のまま、何度かの選定委員会の審議を経て、さらに教委委員会会議も経て公文書として保管されていたという、たいへん信じられない事実だが、こう考えれば合点がいく。それは、この資料の、たくさんある人物名を誰も見ていなかったということだ。」



そして、「平成 28 年 2 月 12 日以降～」については、規程 1 4 条をオールマイティーな条項であるかのように解釈し、この条項に基づいて選定委員を委嘱、任命したという主張は無理。したがって、3 月 1 日の選定委員会も、その総合所見に基づく臨時教育委員会会議も無効であると主張した。

なぜか裁判長から原告に求釈明

「実質的に重複するということは、指導主事が指示したということか?」「規程 1 4 条違反は 3 月の任命・委嘱が違法というだけなのか?」という求釈明（質問）が原告にされ原告はそれぞれに答弁した。いずれも口頭陳述を聞いての疑問だろうが、準備書面をきちんと読んでもらいたいと感じた。

裁判指揮に対する憤懣が報告集会で

岩崎共同代表、「『早よう言え』という裁判長の訴訟指揮に口頭弁論の時間延長を認めず、途中でも切るといふ裁判長の態度からも、大したことじゃないことに時間をかけるなという気持ちを感じた。陳述の途中『3 月 3 日の臨時教育委員会会議で再採択したから問題ないという反対意見もあるんじゃないですか?』と被告寄りの発言をしたり、最後に「予算執行の観点から違法かどうかということだ」という見方を示したところからも、いかに不正に教科書採択がなされたか、呉市採択の正常化については関心がないように感じた。裁判長の心象にどう食い込むかが問われているように感じた。」

鈴木弁護士、「原告の陳述は採択過程の瑕疵を追及したが、裁判長は最高裁判例の枠組みで財務会計行為の瑕疵を述べよというものだった。採択規程第 1 4 条は委任事項で、これに対する被告の反論は難しいと思う。」



宮岡原告、「この裁判だけは負けるわけにはいかない。呉市教委を変えないと呉の教育は崩壊する。市民の意識変革のためにも頑張っていきたい。」



裁判長の横柄な訴訟指揮に対し、傍聴人も行政を相手にした裁判に危機感を感じたとの意見多数。

報告集会は法廷外での積極的な活動（大量宣伝や署名）の提起もあった。裁判を通して呉市教委の不正採択事実を徐々に市民に公開するこの裁判闘争は、勝訴敗訴以前に、今後呉市教委が不正を行うことを困難にする抑止力となるのは確かだ。多数の傍聴者の力が不正をさせない力になると確信できる、これまでにない報告集会となった。



裁判闘争は、勝訴敗訴以前に、今後呉市教委が不正を行うことを困難にする抑止力となるのは確かだ。多数の傍聴者の力が不正をさせない力になると確信できる、これまでにない報告集会となった。

今後の裁判の見通し

被告へは採択規程 1 4 条について、原告の主張への反論と、求釈明（注 2）に対する答弁が求められた。また、原告へは、最高裁判例を踏まえて、新たな違法事由と予算執行上での看過し得ない瑕疵についての立証を 4 月末までに提出することになった。

被告への求釈明（注 1）・・・(1)小山指導主事の調査・研究委員会での「指導」の内容。(2)小山指導主事が関与した内容。(3)第 1 回調査・研究委員会の内容。(3)社会教科教科書の採択指針（観点・視点・方法）を立案したのは誰か。

感想文から・・・

裁判長の態度に今回もがっかり。分りやすい明確な説明をしたいのに、パネルも使うなどというのは心ないなあ～と思った。裁判長も理解しきれてないように感じた。

- 第 4 回口頭弁論は、5 月 9 日（火）15:30～1 時間。その後弁護士会館で報告集会。
- 第 5 回口頭弁論は、7 月 4 日（火）13:30～1 時間。その後弁護士会館で報告集会。